平成２８年（再イ）第２０号

兵庫県宝塚市桜ガ丘８番29号

再生債務者　山田　友之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年８月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年８月18日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２８年（再イ）第２１号

兵庫県宝塚市桜ガ丘８番29号

再生債務者　山田　和代

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年８月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年８月18日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２８年（再イ）第６２号

札幌市手稲区前田10条20丁目10番25号

再生債務者　佐藤　高行

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年８月19日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第９６号

札幌市豊平区平岸３条７丁目６番７―203号

再生債務者　長谷川　澪

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年８月19日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第９号

北海道室蘭市八丁平２丁目53番１号

再生債務者　舛田喜代志

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年８月19日

札幌地方裁判所室蘭支部再生係

平成２８年（再イ）第６号

三重県名張市つつじが丘北８番町98番地６

再生債務者　泰羅　洋一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年８月19日　津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（再イ）第２４号

兵庫県宝塚市湯本町３番11―207号

再生債務者　虎谷　雅昭

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年８月19日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２８年（再イ）第３号

香川県高松市多肥上町1085番地４

再生債務者　真鍋　裕章

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年８月19日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第23号

平成28年８月10日付けをもって、特定計量器の型式について次のように計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の承認をしたので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成28年９月２日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

1．承認番号　第Ｋ166号

2．名称　東洋計器株式会社

3．住所　長野県松本市和田3967番地10

4．特定計量器の種類　ガスメーター

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成28年８月９日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成28年９月２日

岐阜県岐阜市六条江東２丁目５番６号

岐阜県木材厚生年金基金

代表清算人　後藤　直剛

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成28年８月９日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

1．代表清算人　後藤　直剛

2．住所　岐阜県岐阜市六条江東２丁目５番６号

平成28年９月２日

岐阜県木材厚生年金基金

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢・性別等不詳、身長約159㎝、着衣は、上衣灰色長袖シャツ、下衣下着、所持品なし

上記の者は、千葉県船橋市二和西６丁目26番28号において発見されました。身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、船橋市地域福祉課まで申し出てください。

平成28年９月２日

千葉県　船橋市長　松戸　徹

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十八年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二日

札幌市中央区大通西二五丁目三番一号

株式会社千代田興産

代表清算人　依田　崇廣

解散公告

当社は、平成二十八年七月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二日

仙台市青葉区栗生五丁目一六番五号

株式会社ひのきや

代表清算人　佐々木光男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二日

福島県福島市町庭坂字遠原三　七番地一三

株式会社ＮＥＸＴＡＧＥ

代表清算人　高梨　彰雄

解散公告

当社は、平成二十八年八月三十一日付の臨時株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二日

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一二番地九Ａ一〇二

アースアイ株式会社

代表清算人　新井　富雄